

年末年始及び春節における中における動植物検疫の徹底について  
(農林水産省からのお知らせ)

令和6年12月11日  
在ザンビア日本国大使館

農林水産省より、アフリカ豚熱 (ASF) 、口蹄疫や果樹等の重大な害虫等の日本への侵入防止に関する取組についてのお知らせがあります。海外から日本へ入国される際に注意すべき事項について下記のリンクからご確認ください。

記

○植物防疫所ウェブサイト

「植物や土が同封されている外国製品の購入に関する注意点」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/information/210301.html>

「よくあるご質問 (海外からの持ち込み編)」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

「植物にも検疫が必要です (旅行者 (携行品))」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

「海外から野菜や果物を持ち込む際の規制」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/search/ikuni/index.html>

○動物検疫に係るウェブサイト

動画「海外からの家畜伝染病を防げ！」

(15 秒版) <https://youtu.be/o5NWjzQpFpA>

(30 秒版) [https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou\\_movie.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou_movie.html)

※各言語字幕版

「輸入動物検疫等に係るよくあるお問い合わせ」

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/FAQ.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/FAQ.html)

「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へ  
のお願い～」

<https://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

「肉製品などのおみやげについて (持ち込み)」

<https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

【在留届・たびレジ】

3か月以上滞在される方は、在外公館が緊急時の連絡先を確認できるよう、必ず在留届を提出してください。

3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先の最新の安全情報や、緊急時に現地在外公館の連絡を受け取ることができるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

また、在留届の記載事項に変更がある方又は帰国・転出される方は、変更届、帰国・転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

#### 【問合わせ先】

在ザンビア日本国大使館

Embassy of Japan in Zambia

住所：No. 5218, Haile Selassie Avenue, P.O. Box 34190, Lusaka, Zambia

電話：+260-211-251-555

領事メール：[jez.consul@lu.mofa.go.jp](mailto:jez.consul@lu.mofa.go.jp)

領事窓口時間：08:00 - 12:00 / 14:00 - 16:00

ホームページ：<https://www.zm.emb-japan.go.jp>

Facebook：<https://www.facebook.com/JAPANinZAMBIA/>